

厚生労働省発老 0330 第 14 号
平成 30 年 3 月 30 日

都 道 府 県 知 事
各 殿
関 係 団 体 等 の 長

厚生労働事務次官
(公印省略)

老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等
事業分)の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、平成15年6月9日厚生労働省発老第0609001号本職通知の別紙「老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)交付要綱」(以下「交付要綱」という。)により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成30年4月1日から適用することとされたので通知する。

老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）交付要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p>1～6 （略）</p> <p>（交付の条件）</p> <p>7 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>（1）都道府県等事業の場合</p> <p>ア 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>イ 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>ウ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。</p> <p>エ 事業の遂行及び支出状況について厚生労働大臣の要求があったときは、速やかにその状況を報告しなければならない。</p> <p>オ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。</p> <p>カ 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>キ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事</p>	<p>1～6 （略）</p> <p>（交付の条件）</p> <p>7 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>（1）都道府県等事業の場合</p> <p>ア 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>イ 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>ウ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。</p> <p>エ 事業の遂行及び支出状況について厚生労働大臣の要求があったときは、速やかにその状況を報告しなければならない。</p> <p>オ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。</p> <p>カ 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>キ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事</p>

業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

ク 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(2) 法人等事業の場合

ア (1) のアからキに掲げる条件

この場合において、オに掲げる条件の中で「50万円」とあるのは、「30万円」と読み替えるものとする。

イ 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、別紙様式2により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

ウ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収

業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

ク 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(2) 法人等事業の場合

ア (1) のアからキに掲げる条件

この場合において、オに掲げる条件の中で「50万円」とあるのは、「30万円」と読み替えるものとする。

イ 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、別紙様式2により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

ウ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収

入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

エ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第42条第2項に規定する特例民法法人であって国が所管するものについては、この補助金に係る支出明細書を別紙様式3により作成し、国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類を添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、決算後10日を経過した日又は翌年度7月10日のいずれか早い日までに厚生労働省(当該法人を所管する府省が厚生労働省以外の場合はその所管府省を含む。)に報告しなければならない。

8～13略

入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

エ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第42条第2項に規定する特例民法法人であって国が所管するものについては、この補助金に係る支出明細書を別紙様式3により作成し、国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類を添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、決算後10日を経過した日又は翌年度7月10日のいずれか早い日までに厚生労働省(当該法人を所管する府省が厚生労働省以外の場合はその所管府省を含む。)に報告しなければならない。

8～13略

別表

1 事業	2 基準額	3 対象経費
厚生労働大臣が 認めた事業	厚生労働大臣が 認めた額	事業を実施するために必要な報酬、賃金、報 償費〔諸謝金〕、旅費（国内旅費及び外国旅 費）、消耗品費、燃料費、食糧費〔会議費〕、 印刷製本費、光熱水費、役務費〔雑役務費、 通信運搬費〕、委託料、使用料及び賃借料、 備品購入費

(注)「3 対象経費」欄の [] 内は、法人等事業における対象経費
名である。

《削除》

別紙様式 9

別表

1 事業	2 基準額	3 対象経費
厚生労働大臣が 認めた事業	厚生労働大臣が 認めた額	事業を実施するために必要な報酬、賃金、報 償費〔諸謝金〕、旅費（国内旅費及び外国旅 費）、消耗品費、燃料費、食糧費〔会議費〕、 印刷製本費、光熱水費、役務費〔雑役務費、 通信運搬費〕、委託料、使用料及び賃借料、 備品購入費

(注)「3 対象経費」欄の [] 内は、法人等事業における対象経費
名である。

(注) 基準額は、原則として 1 事業あたり 2, 500 万円以内とす
る。

別紙様式 9

別紙様式9

番 号

平成 年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）
変更交付決定通知書

- 〇市 町 村
- 〇特 別 区
- 〇一部事務組合
- 〇広 域 連 合

平成 年 月 日厚生労働省発老第 号で交付決定された平成 年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）については、平成 年 月 日第 号申請に基づき、平成 年 月 日厚生労働省発老第 号をもって決定の内容の一部を次のとおり変更することに決定されたので通知する。

〔 なお、超過交付となった金 円については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）（以下、「適正化法」という。）第18条第1項の規定により、平成 年 月 日までに返還することを命ぜられたので併せて通知する。 〕

平成 年 月 日

〇 〇県知事 〇〇〇〇

印

1 補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、平成 年 月 日厚生労働省発老第 号厚生労働事務次官通知の別紙「老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）交付要綱」の3に定める事業であり、その内訳は申請書記載のとおりである。

2 事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。

事業に要する経費	金	円
内今回増加（減少）額	金	円
補 助 金 の 額	金	円
内今回追加交付（減少）額	金	円

3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額の区分は、平成 年 月 日第 号申請書の事業費所要額調書の記載のとおりである。

4 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は 平成 年 月 日 と する 。
（施行後15日）

（注）返還がある場合、4の「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」は、「適正化法」とすること。

以下（略）

別紙様式9

番 号

平成 年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）
~~追加交付決定~~（~~交付決定一部取消~~）通知書

- 〇市 町 村
- 〇特 別 区
- 〇一部事務組合
- 〇広 域 連 合

平成 年 月 日厚生労働省発老第 号で交付決定された平成 年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）については、平成 年 月 日第 号申請に基づき、平成 年 月 日厚生労働省発老第 号をもって決定の内容の一部を次のとおり変更することに決定されたので通知する。

〔 なお、超過交付となった金 円については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）（以下、「適正化法」という。）第18条第1項の規定により、平成 年 月 日までに返還することを命ぜられたので併せて通知する。 〕

平成 年 月 日

〇 〇県知事 〇〇〇〇

印

1 補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、平成 年 月 日厚生労働省発老第 号厚生労働事務次官通知の別紙「老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）交付要綱」の3に定める事業であり、その内訳は申請書記載のとおりである。

2 事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。

事業に要する経費	金	円
内今回増加（減少）額	金	円
補 助 金 の 額	金	円
内今回追加交付（減少）額	金	円

3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額の区分は、平成 年 月 日第 号申請書の事業費所要額調書の記載のとおりである。

4 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は 平成 年 月 日 と する 。
（施行後15日）

（注）返還がある場合、4の「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」は、「適正化法」とすること。

以下（略）